

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

9月1日付の当館からのお知らせ「成田発キャセイパシフィック航空便をご利用予定の方に対する注意喚起」において、成田空港から香港経由でPNGに向かうために成田空港キャセイパシフィック便カウンターでチェックイン手続をしていた邦人のPCR検査の陰性証明が唾液検体によるものであったために、チェックインに時間を要した（最終的にはチェックインできた）という事例を記載しましたが、同お知らせの内容のうち2点の事実関係を以下のとおり訂正いたします。重要な訂正ですので、ご留意いただきますよう宜しくお願いします。

1 当館からキャセイパシフィック航空に対して、同社が保有する（と思われた）「チェックリスト」の訂正を申し入れたところ、PNG入国条件に係る当該情報はニューギニア航空から提供されたものであり、キャセイパシフィック航空として「チェックリスト」なるものを作成または保有しているものではないということが判明しました。

2 上記1の情報を踏まえ、当館からニューギニア航空に対して、当館としては従前から唾液による検査は有効との確認をPNG当局（NCC National Control Centre）から得ている旨を伝え、正しい情報の共有を徹底するよう申し入れつつ、当館からNCCの幹部に対して改めて唾液検査の有効性につき再確認したところ、唾液検体によるPCR検査は入国条件を満たさないとする明文規定はないが、PNG国内においては現在のところ唾液検査を実施していないため、NCC及び保健当局として唾液検査の有効性を認めることが困難という状況につきご理解いただきたい、現在コロナ対策関連規制について全般的に見直しを行っており、将来的に唾液検体によるPCR検査でも受入可能とする可能性はあるが、最終的な判断が出るまで当面の間は唾液検体ではなく鼻咽頭検体によるPCR検査にて陰性証明を取得していただきたい、との回答がありました。

つきましては、これまで唾液検査でPNGに入国を認められてきている例は多々ありますが、今後、新たな情報が発表されるまでは、唾液ではなく、鼻咽頭検体によるPCR検査にて陰性証明を取得するようお願いいたします。

なお、上記を踏まえて、当館HPに掲載の「PNG入国に際して必要な携行書類等」についても記載内容を修正しておりますので、適宜ご活用下さい。

※当館HP掲載箇所は次のとおりです。

(<https://www.png.emb-japan.go.jp/files/100230592.pdf>)

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【お問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話(+675)321-1800

E-mail：scej@pm.mofa.go.jp

ホームページ：http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html